



金沢市公報

第2460号の2

平成16年(2004年)9月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
●条 例		高度化の促進に関する条例の一部を改正する	
○徳田秋聲記念館条例 (国際文化課)	1	条例 (工業振興課)	44
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習推進課)	3	○金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	44
○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	5	○金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 (交通政策課)	45
○金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例 (行政改革推進課)	7	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	49
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の			

条 例

徳田秋聲記念館条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第50号

徳田秋聲記念館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、郷土が生んだ文豪徳田秋聲の作品や業績を広く市民に伝えるとともに、市民がその文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため、記念館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 徳田秋聲記念館
- (2) 位置 金沢市東山1丁目19番1号

(職員)

第3条 徳田秋聲記念館(以下「記念館」という。)に、館長及び必要な職員を置く。

(開館時間)

第4条 記念館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 展示資料の整理等のために必要とする期間

(観覧料)

第6条 記念館の展示資料を観覧しようとする者は、観覧料を納入しなければならない。

ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

第7条 観覧料の額は、別表に定めるところによる。

2 特別展示をする場合で、前項の観覧料の額により難いときは、500円を超えない範囲内で市長がそのつど観覧料の額を定める。

(観覧料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の還付)

第9条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の観覧料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第10条 入館者は、記念館の施設、設備及び展示資料を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 記念館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 徳田秋聲に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。

(2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他記念館の管理上教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第13条 指定管理者は、徳田秋聲に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて記念館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、記念館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第14条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第15条 指定管理者は、記念館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、記念館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、記念館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 記念館の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 徳田秋聲記念館

第4条中「及び室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）第5条」を「、室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）第5条及び徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第6条」に改める。

別表（第7条関係）

区 分		金 額	備 考	
観覧料	団 体	1人につき 250円 (高齢者にあつては、200円)	団体とは代表者又は責任者を有する20人以上の集まりを、高齢者とは65歳以上の者をいう。	
	個人	高 齢 者		200円
		高齢者以外の者		300円
<p>摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。</p>				

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第51号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「昭和24年6月10日法律第207号」を「昭和24年法律第207号」に改める。

第2条に見出しとして「（名称及び位置）」を付する。

第3条に見出しとして「（管理）」を付し、同条中「教育委員会」を「金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条に見出しとして「（職員）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（開館時間及び休館日）

第4条の2 公民館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

第5条に見出しとして「（公民館運営審議会）」を付する。

第6条に見出しとして「（委員長）」を付する。

第7条の前に見出しとして「（審議会の会議等）」を付する。

第9条の前に見出しとして「（公民館委員）」を付する。

第11条に見出しとして「（経費）」を付する。

第12条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第12条 地区公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第13条に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育法第22条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 地区公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他地区公民館の管理上教育委員会が必要があると認める業務

（指定管理者の指定）

第14条 指定管理者は、社会教育関係団体で、町会その他の地域団体における住民の活動と連携を図りながら、前条に定める業務の実施を通じて地区公民館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会を選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、地区公民館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管

理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、地区公民館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、地区公民館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、地区公民館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。
別表地区公民館の表金沢市田上公民館の項を次のように改める。

金沢市田上公民館	金沢市田上第5土地区画整理事業地14街区4番地
----------	-------------------------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成16年10月16日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の金沢市公民館設置条例第12条の規定に基づき管理を委託している地区公民館については、当該施設の管理に関しては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に同法による改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第52号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2第1項の表中

金沢市営城北市民テニスコート、金沢市営東金沢テニスコート、金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート及び金沢市営城東テニスコート	1面	1時間	1,050円 (照明を使用する場合は、630円を別に徴収する。)				
---	----	-----	-------------------------------------	--	--	--	--

を

金沢市営城北市民テニスコート及び金沢市営東金沢テニスコート	人工芝コート	1面	1時間	一般 600円 高校生以下 300円 (照明を使用する場合は、300円を別に徴収する。)				
	壁打ちコート				1回 2時間	100円	100円	100円
金沢市営西金沢テニスコート、金沢市営大徳テニスコート及び金沢市営城東テニスコート		1面	1時間	一般 600円 高校生以下 300円 (照明を使用する場合は、300円を別に徴収する。)				

に改め、同表中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 金沢市営城北市民テニスコート又は金沢市営東金沢テニスコートの人工芝コートの使用の承認を受けた者は、当該使用の承認を受けた時間に限り、当該テニスコートの壁打ちコートを無料で使用することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の金沢市体育施設条例の規定に基づき施行日以後のテニスコートの使用に係る使用料を既に納付している者については、金沢市体育施設条例第6条第5項の規定にかかわらず、当該既納の使用料の額から改正後の金沢市体育施設条例の規定に基づく当該テニスコートの使用に係る使用料の額を控除した額を還付するものとする。

金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年9月21日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第53号

金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例

（金沢市立中村記念美術館条例の一部改正）

第1条 金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（開館時間）

第3条の2 美術館の開館時間は、午前9時30分から午後5時まで（美術館の茶室（以下「茶室」という。）及び美術館の旧中村邸（以下「旧中村邸」という。）にあっては、午前9時から午後4時まで）とする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条を次のように改める。

（休館日）

第4条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 美術品等の整理等のために必要とする期間

第12条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第12条 美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第13条を第18条とし、第12条の次に次の5条を加える。

（指定管理者の業務の範囲）

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 美術品等の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。

(2) 茶室及び旧中村邸の使用に関すること。

(3) 美術館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他美術館の管理上教育委員会が必要であると認める業務
(指定管理者の指定)

第14条 指定管理者は、美術品等の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて美術館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要であると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、美術館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第15条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、美術館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、美術館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、美術館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市民俗文化財展示館条例の一部改正)

第2条 金沢市民俗文化財展示館条例（昭和53年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関する資料」の次に「（以下「民俗文化財資料等」という。）」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(開館時間)

第3条の2 民俗文化財展示館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条を次のように改める。

(休館日)

第4条 民俗文化財展示館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第8条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第8条 民俗文化財展示館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第9条を第14条とし、第8条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 民俗文化財資料等の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保存及び展示に関すること。
- (2) 民俗文化財展示館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他民俗文化財展示館の管理上教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者は、民俗文化財資料等の収集、保存及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて民俗文化財展示館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要であると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、民俗文化財展示館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第11条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、民俗文化財展示館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、民俗文化財展示館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第13条 指定管理者の役員及び職員は、民俗文化財展示館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市立安江金箔工芸館条例の一部改正)

第3条 金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正す

る。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 金箔工芸館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第4条の2 金箔工芸館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第15条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第15条 金箔工芸館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第16条を第21条とし、第15条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 金箔工芸品及び金箔に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 金箔工芸館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他金箔工芸館の管理上教育委員会が必要であると認める業務

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者は、金箔工芸品及び金箔に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて金箔工芸館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要であると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を審査のうえ、金箔工芸館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第18条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報取扱い)

第19条 指定管理者は、金箔工芸館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報

(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、金箔工芸館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、金箔工芸館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢卯辰山工芸工房条例の一部改正)

第4条 金沢卯辰山工芸工房条例(平成元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(開館時間等)

第5条 工芸工房の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 市長は、技術研修者、短期技術研修者、貸工房として工房を使用する者並びに登り窯及び穴窯を使用する者に対し、必要に応じ、開館時間を超えて工芸工房を使用させることができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第5条の2 工芸工房の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その日の翌日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第15条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第15条 工芸工房の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第16条を第21条とし、第15条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める事業の実施に関すること。
- (2) 工芸工房の使用の承認に関すること。
- (3) 工芸工房の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他工芸工房の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者は、本市の伝統工芸その他工芸に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて工芸工房の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、工芸工房の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができることを認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第18条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、工芸工房の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、工芸工房の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、工芸工房の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市立ふるさと偉人館条例の一部改正)

第5条 金沢市立ふるさと偉人館条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 偉人館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第4条の2 偉人館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第10条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第10条 偉人館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

第11条中「金沢市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第16条とし、第10条

の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 郷土が生んだ優れた先人に関する資料の収集（購入その他の取得によるものを除く。）、保管及び展示に関すること。
- (2) 偉人館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他偉人館の管理上教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第12条 指定管理者は、郷土が生んだ優れた先人に関する資料の収集、保管及び展示に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて偉人館の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により教育委員会が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他教育委員会が必要があると認める書類を添えて、教育委員会に申し出なければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、偉人館の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第13条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 指定管理者は、偉人館の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、偉人館の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、偉人館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市民芸術村条例の一部改正)

第6条 金沢市民芸術村条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第15条 芸術村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第16条を第21条とし、第15条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市民芸術の創作活動等の機会の提供に関すること。
- (2) 芸術村の使用の承認に関すること。
- (3) 芸術村の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他芸術村の管理上市長が必要があると認める業務
(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者は、演劇、音楽等の芸術文化に関する専門的な知識を有するとともに、市民参加による自主的な運営を図りながら前条に定める業務の実施を通じて芸術村の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、芸術村の設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第18条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、芸術村の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、芸術村の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、芸術村の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(金沢市牧山ガラス工房条例の一部改正)

第7条 金沢市牧山ガラス工房条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条 ガラス工房の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第14条を第19条とし、第13条の次に次の5条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ガラス工房の使用の承認に関すること。

(2) ガラス工場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他ガラス工場の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第15条 指定管理者は、ガラス工芸に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じてガラス工場の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、ガラス工場の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、ガラス工場の管理の業務を通じて取得した個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、ガラス工場の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(守秘義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、ガラス工場の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(泉鏡花記念館条例の一部改正)

第8条 泉鏡花記念館条例(平成11年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開館時間)

第4条 記念館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(休館日)

第4条の2 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 展示資料の整理等のために必要とする期間

第10条を次のように改める。